

福岡市住居確保給付金のご案内

1 住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

2 対象者（概要）

次の全てに該当する方（よくある質問や支給対象にならない場合を市ホームページに掲載しています）

- 住居を失うおそれがある、または住居を失った。
 - 離職、廃業の日から2年以内、又は、
休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
 - 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
 - 申請時にハローワークで求職申込をし、求職活動を行う、または行っている（裏面5）。
 - 申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である（※①）。
 - 申請者の世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計が、一定額以下である（※②）。
 - 職業訓練受講給付金を、申請者及びその世帯員が受けていない。
- ※令和3年11月末までに申請又は受給中の方は併給可能。（ただし令和3年5月以前の受給を除く）
- 申請者及びその世帯員が暴力団員でない。

※①収入基準額＝基準額＋家賃額（上限あり）

（例）1人世帯で、家賃額が5.0万円の場合 8.4万円＋3.6万円＝12.0万円

世帯員数	収入基準額		(参考) 上限額
1人	基準額 8.4万円	＋ 家賃額 (上限3.6万円) 以下	12.0万円
2人	" 13.0万円	＋ " (上限4.3万円) 以下	17.3万円
3人	" 17.2万円	＋ " (上限4.7万円) 以下	21.9万円
4人	" 21.4万円	＋ " (上限4.7万円) 以下	26.1万円
5人	" 25.5万円	＋ " (上限4.7万円) 以下	30.2万円
6人	" 29.7万円	＋ " (上限5.0万円) 以下	34.7万円
7人	" 33.4万円	＋ " (上限5.6万円) 以下	39.0万円
8人	" 37.0万円	＋ " (上限5.6万円) 以下	42.6万円
9人	" 40.7万円	＋ " (上限5.6万円) 以下	46.3万円
10人	" 44.3万円	＋ " (上限5.6万円) 以下	49.9万円

※②金融資産の額＝預貯金・現金の合計

世帯員数	新規申請から9か月まで	10か月以降受給の場合
1人	50.4万円以下	25.2万円以下
2人	78.0万円以下	39.0万円以下
3人以上	100.0万円以下	50.0万円以下

3 支給方法・支給額

① 支給方法

福岡市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

給与収入（総支給額－交通費支給額）、
事業収入（経費を差し引いた後の額）や、
年金・手当・仕送り等の収入を合計

② 支給額 家賃相当額（下表の額が上限）

世帯員数	上限額
1人	3.6万円
2人	4.3万円
3人～5人	4.7万円
6人	5.0万円
7人以上	5.6万円

世帯の収入が「基準額」を超える場合の支給額は、左の表の上限額を最大として、
基準額＋実際の家賃額－収入の額で計算
(例) 1人世帯で家賃額 5.0万円、収入 11.0万円
支給額 = 8.4万円 + 5.0万円 - 11.0万円
= 2.4万円

ただし、世帯の収入が、「2 対象者（概要）※① 表」の「基準額」（1人世帯の例で 8.4万円）を超えるときは、支給額が調整される場合があります。

4 支給期間

原則 3 か月（一定の条件のもと、延長の申請を行い最大 12 か月（※）まで受給できます。）

※令和 2 年度中（令和 3 年 3 月末日まで）に新規に申請し受給した方についての特例。その他は最大 9 か月

5 支給期間中の求職活動

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。

- ①毎月 2 回以上、ハローワークの職業相談を受けること
- ②毎月 1 回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
- ③原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※①と③の活動は、離職又は廃業していない方については受給 9 か月までは任意となっていますが、10 か月以降受給される場合はいずれも必要となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、②は主に電話や書面での報告で行っています。

6 受給終了後の再支給

○給付金の受給終了後に「雇用主の都合により新たに解雇された場合」は、申請により再度給付金を受給することができます（申請期限なし、支給期間は新規申請と同じ）。

○令和 3 年 2 月の制度改正で、受給終了後に「雇用主都合による解雇以外の離職、廃業、休業等により減収した場合」も、再受給ができるようになりました。

※令和 3 年 1 1 月末日までの申請が必要（消印有効）、支給期間は 3 か月（延長なし）です。

7 相談・申請先

○福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟 7 階

電話：0120-17-3456（フリーダイヤル）、092-732-1188

FAX：092-732-1190

○福岡市生活自立支援センター分室

〒810-0003 福岡市中央区春吉 3-21-18 GEST25 ビル 2 階

電話：0120-20-0607（フリーダイヤル）、092-791-7352

FAX：092-791-7353

どちらも開館時間は 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始休館）